

伊賀サービスエリア（道の駅いが）給油所の廃止検討について

【「道の駅」の目的と機能】

○目的

- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- ・地域の振興や安全の確保に寄与

○基本機能

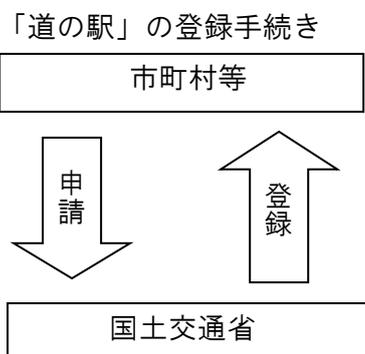
休憩機能 24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ

情報発信機能 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等を提供

地域連携機能 文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設や防災施設

【「道の駅」の設置者、登録方法】

- ・「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- ・登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- ・整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類（道の駅いがは「一体型」）



「道の駅」の登録数

令和2年7月1日時点

「道の駅」総数 1,180 駅
 うち一体型：646 駅（55%）
 うち単独型：534 駅（45%）

【施設概要】

名称：道の駅いが給油所（別添①）

所在地：伊賀市柘植町6187-1（名阪国道伊賀サービスエリア下り側）

面積：471.30平方メートル。給油所建物は市所有。土地は国所有。

概要：隣に道の駅がある。駐車場・無料休憩所・レストラン・コンビニ・電気自動車急速充電器・ドッグランの施設がある。

【経過と現況について】

昭和40年12月	・名阪国道開通
昭和43年10月 1日	・営業契約を締結（伊賀町と伊藤忠燃料株式会社）
平成18年 3月31日	・道の駅「いが」開駅式
平成18年 7月 1日	・給油所休業（経営困難のため）
平成22年 4月 1日	・給油所再開
平成29年10月 1日	・給油所休業（経営困難のため）
平成29年10月30日	・給油所再開協議（次期運営候補者①協議）
平成29年12月22日	・次期運営候補者①現地確認
平成30年 6月18日	・次期運営候補者①運営再開辞退
平成31年 3月 5日	・給油所再開協議（次期運営候補者②協議）
平成31年 3月20日	・次期運営候補者②運営再開辞退
令和 元年11月12日	・営業契約解約申出（伊藤忠エネクス株式会社）
令和 2年 1月14日	・給油所の今後の方向性協議（伊藤忠エネクス株式会社）

【今後の方向性について】

- ・当市として：給油所廃止の方向性で進めていきたい。
伊藤忠エネクス(株)より営業契約解約申出が出され、市としても次期運営者を募集したが候補者の応募は無かった。
- ・国として：市の方向性に沿う。
- ・諮問機関として：伊賀サービスエリア運営委員会で廃止検討について協議する。

【給油所の廃止検討について】

- ・解約理由について：

当市専属の法務官へ相談した所、

この度の伊藤忠エネクス株式会社からの営業契約(別添③)の解約申し入れ(申出日は令和元年11月12日。営業契約は18回目の更新継続中で、その期間は令和元年10月1日から令和4年9月30日。)は、営業契約書の第17条(その他の事由による解約)に該当する。

(伊藤忠エネクス株式会社が原因で契約解除する場合(第14条第1～3項)や伊賀市が原因で契約解除する場合(第16条)には当たらない。)

- ・費用(損害賠償)について：

給油所施設の建設費用(営業保証金)を伊藤忠エネクス株式会社が伊賀市へ預託し、建設費に充てていた。その預かっていた残存営業保証金、給油所施設処分費用を市が伊藤忠エネクス株式会社へ支払う。